

学校医等の報酬及び費用弁償に関する条例等の一部を  
改正する条例

上記の議案を東村山市議会に提出する。

平成27年2月26日提出

提出者 東村山市長 渡部 尚

学校医等の報酬及び費用弁償に関する条例等の一部を  
改正する条例

学校医等の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和41年東村山市条例第2号)  
等の一部を別紙のとおり改正することに議決を得たい。

説明 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等  
及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)に基づ  
く支援給付受給者の支援に関する規定を整備するため、本案を提出するもの  
であります。

学校医等の報酬及び費用弁償に関する条例等の一部を  
改正する条例

(学校医等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第1条 学校医等の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和41年東村山市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第1条中「医療扶助」の次に「又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）に基づく医療支援給付」を加える。

別表第1 医療扶助の実施に係る嘱託医の項中「医療扶助」の次に「又は医療支援給付」を加える。

(東村山市手数料条例の一部改正)

第2条 東村山市手数料条例（平成12年東村山市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項第3号中「による保護」の次に「又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付」を加える。

(東村山市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例の一部改正)

第3条 東村山市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例（平成4年東村山市条例第32号）の一部を次のように改正する。

別表第2第3号の項中「掲げる保護」の次に「又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支

援に関する法律（平成6年法律第30号）の規定による支援給付」を加える。

（東村山市立社会福祉センター条例の一部改正）

第4条 東村山市立社会福祉センター条例（昭和52年東村山市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項の表中「被保護者」の次に「又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）の規定による支援給付受給者」を加える。

（東村山市立児童館条例の一部改正）

第5条 東村山市立児童館条例（平成2年東村山市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第10条第1項第1号中「被保護世帯」の次に「又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）に規定する支援給付受給世帯」を加える。

（東村山市いきいきプラザ条例の一部改正）

第6条 東村山市いきいきプラザ条例（平成14年東村山市条例第34号）の一部を次のように改正する。

第8条の2第2項中「被保護者」の次に「又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）の規定による支援給付受給者」を加える。

（東村山市休日準夜応急診療所の管理及び運営に関する条例の一部改正）

第7条 東村山市休日準夜応急診療所の管理及び運営に関する条例（昭和53年東村山市条例第24号）の一部を次のように改正する。

第8条ただし書中「により扶助」を「による扶助又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付」に改める。

（東村山市営住宅条例の一部改正）

第8条 東村山市営住宅条例（平成4年東村山市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項第2号中「第14条において」を削り、同条第2項第5号中「被保護者」の次に「又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）の規定による支援給付受給者」を加える。

第17条第3項中「による住宅扶助」の次に「又は中国残留邦人等支援法による住宅支援給付」を、「その住宅扶助」の次に「又は住宅支援給付」を加える。

（東村山市下水道条例の一部改正）

第9条 東村山市下水道条例（昭和54年東村山市条例第1号）の一部を次のように改正する。

別表第6中「により生活扶助」を「による保護又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付」に改める。

（東村山市下水道事業受益者負担に関する条例の一部改正）

第10条 東村山市下水道事業受益者負担に関する条例（昭和54年東村山市条例第2号）の一部を次のように改正する。

別表第3中「被保護者」の次に「又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付受給者」を加える。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行し、第1条の規定による改正後の学校医等の報酬及び費用弁償に関する条例の規定は、平成26年4月1日から適用する。

学校医等の報酬及び費用弁償に関する  
条例等の一部を改正する条例

新 旧 対 照 表

凡例 \_\_\_\_\_改正箇所

新 条 例

第1条（学校医等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

（目的）

第1条 この条例は、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）に基づく学校医、学校歯科医及び学校薬剤師、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）に基づく医師である衛生管理者、児童福祉法（昭和22年法律第164号）に基づく保育所の嘱託医、生活保護法（昭和25年法律第144号）に基づく医療扶助又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）に基づく医療支援給付の実施に係る嘱託医その他保健相談等の実施に必要な嘱託医（臨時を含む。）並びに保健師、看護師等で非常勤の者（以下「学校医等」という。）の報酬及び費用弁償を定めることを目的とする。

別表第1（第2条、第3条）

報酬及び費用弁償

区分	報酬		鉄道賃・船賃・航空賃・車賃	宿泊料(1夜につき)	食卓料(1夜につき)
	日額	月額			
(略)			議会の議員の例による。	15,000円	1,500円
医療扶助又は医療支援給付の実施に係る嘱託医	審査日1日につき10,700円を加算することができる。	24,200			
(略)					

旧 条 例

第1条（学校医等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

（目的）

第1条 この条例は、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）に基づく学校医、学校歯科医及び学校薬剤師、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）に基づく医師である衛生管理者、児童福祉法（昭和22年法律第164号）に基づく保育所の嘱託医、生活保護法（昭和25年法律第144号）に基づく医療扶助の実施に係る嘱託医その他保健相談等の実施に必要な嘱託医（臨時を含む。）並びに保健師、看護師等で非常勤の者（以下「学校医等」という。）の報酬及び費用弁償を定めることを目的とする。

別表第1（第2条、第3条）

報酬及び費用弁償

区分	報酬		鉄道賃・船賃・航空賃・車賃	宿泊料(1夜につき)	食卓料(1夜につき)
	日額	月額			
(略)			(同左)	(同左)	(同左)
医療扶助の実施に係る嘱託医	(同左)	(同左)			
(略)					

新 条 例

第2条（東村山市手数料条例の一部改正）

（免除等）

第6条 手数料は、次の各号の一に該当するときは、申請者からの申出により免除することができる。

（1）・（2）（略）

（3）生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付を受ける者から請求があったとき。

（4）～（6）（略）

2（略）

第3条（東村山市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例の一部改正）

別表第2（第49条）

一般廃棄物処理手数料減免基準

減免対象事由	減免割合
（略）	
（3）生活保護法（昭和25年法律第144号）第11条に掲げる保護又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）の規定による支援給付を受けているとき。	免除
（略）	

旧 条 例

第2条（東村山市手数料条例の一部改正）

（免除等）

第6条（同左）

（1）・（2）（略）

（3）生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受ける者から請求があったとき。

（4）～（6）（略）

2（略）

第3条（東村山市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例の一部改正）

別表第2（第49条）

一般廃棄物処理手数料減免基準

減免対象事由	減免割合
（略）	
（3）生活保護法（昭和25年法律第144号）第11条に掲げる保護を受けているとき。	（同左）
（略）	



新 条 例

第4条（東村山市立社会福祉センター条例の一部改正）

（対象者）

第5条 社会福祉センターを使用することができる者は、原則として東村山市内に住所を有するものとする。ただし、市長が必要であると認める者は、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、福祉作業所を使用することができる者は、同項に定める者のうち、次に定めるものとする。

施設名称	対象者
福祉作業所	(1) (略) (2) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）の規定による支援給付受給者 (3)～(5) (略)

第5条（東村山市立児童館条例の一部改正）

（児童クラブ費の免除又は減額）

第10条 市長は、児童クラブの入会許可を受けた児童の保護者が次の各号の一に該当する場合は、児童クラブ費を免除することができる。

(1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）に規定する被保護世帯又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）に規定する支援給付受給世帯

旧 条 例

第4条（東村山市立社会福祉センター条例の一部改正）

（対象者）

第5条 （同左）

2 （同左）

施設名称	対象者
(同左)	(1) (略) (2) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者  (3)～(5) (略)

第5条（東村山市立児童館条例の一部改正）

（児童クラブ費の免除又は減額）

第10条 （同左）

(1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）に規定する被保護世帯

新 条 例

(2)・(3) (略)

2 (略)

第6条(東村山市いきいきプラザ条例の一部改正)

(歯科予防処置料)

第8条の2 保健センターにおいて別表第1に定める歯科予防処置を受けた者は、同表に定める使用料(以下「歯科予防処置料」という。)を納付しなければならない。

2 市長は、生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第1項に規定する被保護者又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)の規定による支援給付受給者が前項の歯科予防処置を受けたとき及び特別の事由があると認めるときは、歯科予防処置料を免除することができる。

第7条(東村山市休日準夜応急診療所の管理及び運営に関する条例の一部改正)

(使用料及び手数料の納付)

第8条 費用は、診療を受けたつどこれを納めなければならない。ただし、生活保護法(昭和25年法律第144号)による扶助又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付を受けている者及び他の法令により負担を要しない者にあつては、使用料はその定めるところによるものとし、手数料は免除することができる。

旧 条 例

(2)・(3) (略)

2 (略)

第6条(東村山市いきいきプラザ条例の一部改正)

(歯科予防処置料)

第8条の2 (同左)

2 市長は、生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第1項に規定する被保護者が前項の歯科予防処置を受けたとき及び特別の事由があると認めるときは、歯科予防処置料を免除することができる。

第7条(東村山市休日準夜応急診療所の管理及び運営に関する条例の一部改正)

(使用料及び手数料の納付)

第8条 費用は、診療を受けたつどこれを納めなければならない。ただし、生活保護法(昭和25年法律第144号)により扶助を受けている者及び他の法令により負担を要しない者にあつては、使用料はその定めるところによるものとし、手数料は免除することができる。

新 条 例

第8条（東村山市営住宅条例の一部改正）

（入居者の資格）

第6条 市営住宅に入居することができる者は、次の各号の条件を具備する者でなければならない。

（1）（略）

（2）現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他の婚姻の予約者を含む。以下同じ。）があること。

（3）～（5）（略）

2 次の各号の一に該当する者が市営住宅の入居の申込みをする場合は、前項第2号の規定にかかわらず、現に同居し、又は同居しようとする親族があることを要しない。ただし、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者を除く。

（1）～（4）（略）

（5）生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）の規定による支援給付受給者

（6）～（8）（略）

3～5（略）

（使用料の減免）

旧 条 例

第8条（東村山市営住宅条例の一部改正）

（入居者の資格）

第6条（同左）

（1）（略）

（2）現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他の婚姻の予約者を含む。以下第14条において同じ。）があること。

（3）～（5）（略）

2（同左）

（1）～（4）（略）

（5）生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者

（6）～（8）（略）

3～5（略）

（使用料の減免）

新 条 例

第17条 市長は、次の各号の一に該当する場合は、使用料の減額をすることができる。

(1)～(3) (略)

2 前項に規定する使用料の減免の基準は、別表に定めるとおりとする。

3 市長は、前2項の規定にかかわらず、生活保護法による住宅扶助又は中国残留邦人等支援法による住宅支援給付を受けている入居者に対しては、当該住宅の使用料をその住宅扶助又は住宅支援給付を受けている額に減額するものとする。

4 (略)

第9条 (東村山市下水道条例の一部改正)

別表第6 (第25条第2項)

使用料の減免基準等

減免事由	減免区分	減免割合
生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付を受けているとき。	① 1月について 汚水排出量10立方メートル以下の者 ② 1月について 汚水排出量10立方メートルを超える者	100パーセント  10立方メートルに相当する額
(略)		
備考	(略)	

第10条 (東村山市下水道事業受益者負担に関する条例の一部改正)

旧 条 例

第17条 (同左)

(1)～(3) (略)

2 (同左)

3 市長は、前2項の規定にかかわらず、生活保護法による住宅扶助を受けている入居者に対しては、当該住宅の使用料をその住宅扶助を受けている額に減額するものとする。

4 (略)

第9条 (東村山市下水道条例の一部改正)

別表第6 (第25条第2項)

使用料の減免基準等

減免事由	減免区分	減免割合
生活保護法(昭和25年法律第144号)により生活扶助を受けているとき。	(同左)	(同左)
(略)		
備考	(略)	

第10条 (東村山市下水道事業受益者負担に関する条例の一部改正)

新 条 例

別表第3（第9条）

受益者負担金減免基準等

土地の範囲	減免率
(略)	
生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護者又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付受給者である受益者に係る土地	100パーセント
(略)	

附 則

この条例は、公布の日から施行し、第1条の規定による改正後の学校医等の報酬及び費用弁償に関する条例の規定は、平成26年4月1日から適用する。

旧 条 例

別表第3（第9条）

受益者負担金減免基準等

土地の範囲	減免率
(略)	
生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護者である受益者に係る土地	(同左)
(略)	